

日行連発第494号  
令和元年8月21日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

改正貨物自動車運送事業法の規制の適正化等関連部分の施行について（周知）

国土交通省より、添付のとおり報道発表がありましたのでお知らせいたします。貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律による改正事項のうち、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化に関する部分に係るものであり、令和元年11月1日から施行されます。

本件については、日行連ホームページの会員専用サイトにも掲載いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知等ご協力くださるようお願いいたします。

【添付】

- ・報道発表資料
- ・参考資料1（貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の概要）
- ・参考資料2（貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令）

【国土交通省ホームページ】

- ・11月1日より、トラック運送業の健全な発達に向けた制度改正が施行されます ～ 改正貨物自動車運送事業法の規制の適正化等関連部分の施行 ～  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000192.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000192.html)

以上